

# 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）・介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）

## 「グループホーム内田橋」運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人有心会が開設する認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）「グループホーム内田橋」（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護（要支援2）状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者又は要支援2の者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 グループホーム内田橋
- （2）所在地 名古屋市南区内田橋二丁目5番7号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 [常勤職員（介護職員と兼務）]  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）計画作成担当者 2名以上（1名は介護支援専門員の資格を有するもの）  
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）の計画を作成する。
- （3）看護師 1名以上  
看護師は、医療機関と連携し必要な医療的ケアを提供する。
- （4）介護従業者 10名以上  
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）の提供に当たる。

（利用定員）

第5条 事業所は2つの共同生活住居から成る。  
共同生活住居ごとに利用定員は9名とする。

（認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）の内容）

第6条 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ型）の内容は次のとおりとする。

- （1）利用者の心身の状況に応じた介護

- (2) 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- (3) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (4) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。ただし、生活保護受給者の場合、全てを公費負担とする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。ただし、生活保護受給者の場合、保護費の上限以外の費用については、医療法人有心会が負担するものとする。

- (1) 居室費 日額 1,920円
- (2) 光熱水費 日額 590円
- (3) 食材料費 日額 1,320円
- (4) 管理費 日額 830円
- (5) おむつ代及びその他認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)において提供される便宜の提供のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- (2) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (3) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (4) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- (5) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙をしてはならない。
- (6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- (7) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に消火・避難その他必要な訓練を行う。
- 3 非常災害対策として、利用者及び従業者に係る3日分の食料及び飲料水を備蓄する。

(事故発生時の対応及び賠償責任)

- 第10条 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者及び扶養者が指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)の提供に伴って事故が発生した場合には、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとする。
  - 3 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

(苦情処理)

- 第11条 提供した認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じる。
- 2 提供した認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
  - 3 提供した認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 苦情処理の主な受付窓口は以下のとおりである。  
グループホーム内田橋苦情処理担当者(管理者) 電話052-602-6098  
名古屋市健康福祉局介護保険課 電話052-959-3087  
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話052-971-4165

(身体拘束)

- 第12条 事業所は、認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(Ⅱ型)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、身体拘束廃止に向けての現状把握や身体拘束を実施せざるを得ない場合及び身体拘束を実施した場合の手続きや解除の検討、身体拘束廃止に関する職員への指導を目的として、身体拘束等適正化委員会を設置する。
  - 3 身体拘束等適正化委員会は委員長、看護師(グループホーム内田橋・リバーサイドクリニック内田橋)、介護職(グループホーム内田橋・デイケアセンター内田橋・うちだばし訪問介護)、介護支援専門員(グループホーム内田橋・うちだばし介護支援センター)、栄養科ならびに事務職の職員(リバーサイドクリニック内田橋)で構成され、3ヶ月に1回以上の頻度で開催する。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講ずる。
- 2 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を設置する。
  - 3 虐待防止委員会は委員長、看護師(グループホーム内田橋・リバーサイドクリニック内

田橋)、介護職(グループホーム内田橋・デイケアセンター内田橋・うちだばし訪問介護)、介護支援専門員(グループホーム内田橋・うちだばし介護支援センター)、栄養科ならびに事務職の職員(リバーサイドクリニック内田橋)で構成され、3ヶ月に1回以上の頻度で開催する。また、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護職員や生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人有心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。